



あなたのこれからをいつまでもサポート。

らいさぽNEWS

「死後事務」調査研究レポート

調査研究委員会

ライフサポート東京では、「質の高い後見活動」を目指すべく、法律改正に伴った時流の変化に対応するため、成年後見制度に関連するテーマの調査・研究を行っています。今回は、昨年の法律改正(成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律)により注目されている「死後事務」を第弾のテーマとして、調査研究を行いましたので、その一部をご報告いたします。

■改正法のポイント

①成年後見人は死後事務が正式にできるようになりました

成年後見人は、本人の死亡により当然に後見業務が終了するため、いわゆる死後事務について取り扱う義務はありません。

しかし、社会通念上、火葬埋葬や相続手続きに至らない程度のいわゆる残務処理については、病院などの医療関係者・施設などの介護関係者だけでなく、親族や自治体からも成年後見人側でやってもらいたいという要請が多くあるのが実際です。これについて、成年後見人は民法第874条(第654条準用)に基づく応急処分義務や事務管理の規定に基づき対応してきました。とはいえ、どこまでやるべきかについては明確な基準はなく、実務上、対応に苦慮するケースがあったのも事実です。

そこで改正法では、成年後見人は成年被後見人の死亡後にも、次の死後事務については要件を満たせば行えることとなりました。

・個々の相続財産の保存に必要な行為(いわゆる保存行為)

(1号) 具体例:債権の時効の中断・建物の雨漏りの修繕

・弁済期が到来した債務の弁済(2号)

具体例:医療費・入院費・公共料金の支払い

・火葬又は埋葬に関する契約の締結(3号)

具体例:遺体の火葬に関する契約

・その他相続財産の保存に必要な行為(3号後段)

具体例:動産保管用のトランクルームの利用契約・居室に関する電気・ガス・水道等の供給契約の解約

なお、今回の改正により死後事務が義務化されたわけでは

ありません。あくまでも必要に応じて家庭裁判所のお墨付きを得て、正式な立場で取り組むことができるようになっただけと考えます。

②成年後見類型のみを対象としています

要件が明確にされましたが、本改正法が対象とするのは、成年後見類型のみです。保佐、補助、任意後見及び未成年後見には適用されず、従来通りの取り扱いとなります。

③成年被後見人が死亡した場合に限られます

被後見人が死亡した場合と明確に規定されています。例えば、被後見人の親族が他界した場合、その火葬・埋葬を後見人が行うかどうかについては適用がありません。

■法律上の要件

要件のポイントは、3つです。

・後見人が行う必要があるかどうか

・相続人が相続財産を管理することができる状態に至っていないかどうか

・相続人の意思に反することが明らかでないかどうか

上記法律要件の具備が難しい場合は、成年後見人としてではなく、これまでどおり別途死後事務委任契約を締結し、相続人(あるいは親族)の代理人として業務に当たるということが肝要だと考えます。(※要件の一覧表は下記の通り)

■実務上の取り扱いについて

まず家庭裁判所に相談、という流れにかわりはありません。

死後事務は細々とした事務手続きでもありつつ、他方でその性質上、相続の承認や放棄に密接に関係するところもあるという特徴があります。今回法定された事項や具体例として公表されている事項以外(例えば家賃の支払いや退去)についてどう考えるか、どこまでやっていいのか …(次ページへ続く)

※要件の一覧表	保存行為(1号)	債務の弁済(2号)	火葬又は埋葬に関する契約の締結(3号)
後見人が行う必要性	○	○	○
相続人が相続財産を管理することができる状態に至っていないこと	○	○	○
相続人の意思に反することが明らかでないこと	○	○	○
家裁の許可	×(不要)	×(不要)	○

(前ページの続き)… については示されていませんので、実務上未整備といえます。これらの事項については注意が必要です。

死後事務をきっかけに親族トラブルに発展しないよう、今後も家庭裁判所と相談しながらその必要性と合理性許容性を示し柔軟に判断をするということになるかと思えます。

■ライフサポート東京の取り組み

成年後見人の業務として死後事務が義務化されたわけではありませんが、法律で「できる」と規定されたことにより、一般市民からはより期待が高まることが予想されますので、今まで以上に対応を要する案件が増えると考えます。

ライフサポート東京としては、次のとおり死後事務へ取り組んでいきます。

- ・死後事務についても「法人」として取り組んでいくこと
- ・稟議等報告事項、ケース会議、監査についても、生前事務と同様の取り扱いで「法人」として管理、会員サポートを行っていくこと

ライフサポート東京は、「法人」として死後事務も含め質の高い後見活動を目指し、今後も不安を抱えておられる方を広くサポート出来るよう、ご本人の希望に寄り添い支援していきたいと思えます。

■(参考)民法第873条の2

(成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限)

成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができる。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

- 一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
- 二 相続財産に属する債務(弁済期が到来しているものに限る。)の弁済
- 三 その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為(前二号に掲げる行為を除く。)

(委員長 杉本 佳久)

VSN ビジネスサポートへの講師派遣を実現して 会員 小池 由樹

私は、障害のある方の就労支援に携わっている中で、障害のある方を雇用する企業担当者、そして保護者から、親亡き後、どうしていけばいいのかわからないのか、相談を受けることが何度もありました。特にご両親は、自分がいなくなった後、一人で生活をしていけるのか、また、どこに相談をすればいいのかわからない等、切実に悩んでいます。私は、そのような方に成年後見制度を活用してもらい、ご本人や家族が安心して生活をして欲しいと思っており、ライフサポート東京の会員として、成年後見制度を普及していこうとしていたところ、就労支援で関わっているVSN ビジネスサポートから、成年後見制度についての研修会をして欲しいとの依頼がありました。

4月18日、当法人の筈川先生が講師として研修会を開催し、VSN ビジネスサポートで働いている方の家族、支援員40名ほどが参加しました。成年後見制度の説明や具体的な申立方法などを説明した後に、事例をもとに後見人としてどのように関わっているかを話しました。参加された方からは、「成年後見制度を実際にどのように活用していけばいいかわかることが出来た」、「今できることから取り組んでいくことの必要性を感じた」等の声がありました。

研修会後の懇親会では、当法人から平松理事長と理事1名が参加しました。

保護者からは、どの時期から利用をすればいいのかわからない、実際に自分が亡くなった後どうなるのかなどの相談がありました。不安に思いながらも、今までどうしていけばいいかわからない相談を

きずいた保護者も、さまざまな話を聞き、今後を考える上での参考になったのではと思います。

懇親会を通して、参加した方々と打ち解けることができ、気軽に相談できる関係作りができたと思います。

私は、今回の研修会を通し、より多くの人に成年後見制度を知ってもらいたいと思いました。そのために、現在関わっている障害のある方、ご家族、企業の方に成年後見制度を普及していきたいと思っています。

そして、当法人が、障害のある方やその家族が安心して生活できるためのサポート窓口になることを願っています。

** 株式会社 VSN ビジネスサポートとは **

株式会社 VSN の100%出資子会社として、平成17年12月8日に障害者の雇用を目的として設立されました。平成18年には、品川公共職業安定所長より特例子会社の認定を受け、知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者の雇用を積極的に行っています。(平成29年7月アデコソレイユ株式会社と合併し、アデコビジネスサポート株式会社となりました。)

障がい者をひとつの個性としてとらえ、働くことの喜びを感じながら自己実現の後押しと、将来の夢を託せる企業作りを目指します。業務内容は、名刺や資料等の印刷業務、文書の電子化業務、社員基本情報や採用者情報等の登録業務、入力業務、清掃業務、書類のファイリング作業、機密文書処理、郵便物の受渡作業など、多岐に渡っています。

平成29年度通常総会が開催されました

平成29年6月3日(土)、特定非営利活動法人ライフサポート東京・第13回通常総会が、昨年に引き続き品川区立総合区民会館「きゅりあん」にて開催されましたので、ここにご報告いたします。

議事に先立ち、例年通り、昨年度鬼籍に入られた方々に対し黙祷が捧げられました。続いて平松太郎理事長より「最高議決機関である今総会の出席率が高いことはたいへん喜ばしいことである。ぜひ忌憚のない意見をいただきたい」旨の開会のことばがありました。(会員98名のうち総会終了時点の出席者58名。)



続く議案審議は、司会の松田明男会員により金子琢哉理事が議長に指名されました。

平成28年度事業報告・決算報告については平松理事と荒谷泰子理事により、

①HPの会員専用ページを刷新、検索やリンク等、会員の皆様にとって使い勝手が良くなっている筈である。

②独立行政法人福祉医療機構(WAM)の助成金を得て、家族介護者支援の「ブックカフェ来茶舗」を昨年10月にオープンした。法人の活動基本理念三本柱のうちの一つ「地域に根差した活動」の拠点として発展させていきたい。

③全案件がシステムに移行した。

・・・等、主に上記3点が例年のない目新しいこととして報告されました。

平成29年度事業計画(案)・活動予算(案)については、各部より次のような内容があがりました。

・サポート事業部 「人材育成プログラムの充実」
既存担当者の担当案件数が伸び悩んでおり、今年度はその増加を目指す。情報交換会の開催等、既存担当者のサポートに重点をおくため、初級業務研修の規模を例年より縮小している。

・普及事業部 「地域ネットワークの拡充」

合唱部設立、将来的には施設慰問等を目指している。法人の認知度をあげられればと思っている。また、今年度からブックカフェの運営を引継いでいる。

・広報部 「広報活動の充実」

新たな活動としてケーブルテレビや地域情報誌等に向けたPR活動を検討している。

・事務局 「法人後見体制の強化」

常駐の専業事務局員の雇用を予定。

会員のほうからは「案件を担当する会員自身の危急の際に、緊急連絡先として法人に連絡が入るようなしくみが欲しい」という提案があったり、「将来、認定NPO法人となることを検討しているか」という質問が出たりしました。

これらの議事を通じて、平松理事長から「法人後見を開始して12年、組織として体制を形づくってきたが、これからは、目を外から内に向け、内部固めをおこなう時期ととらえている」旨の話があり、今年度の事業計画にもたしかにその方針が反映されていると感じられました。全体として、今回の総会においては、法人後見をおこなう団体として、法人後見だからこそ、会員一人一人が襟を正し気を引き締めて案件に対応していかねばならない、という気持ちを新たにされた総会だったように思います。

その後同会場では、法人の内部固めとして会員同士の結束力をさらに高めるべく、例年通り懇親会が催されました。カフェの日替り店長3名の紹介や新入会員16名の紹介、合唱部のお披露目等もあり、賑やかで和やかなものとなりました。

(広報部 神野 由美子)





ブックカフェ来茶舗



平成28年10月のオープンより半年ほど過ぎた4月からは、金・土・日と週3日での運営を始めたブックカフェ来茶舗。田村副理事長と3名の店長(立山、佐々木、熊谷各会員)体制でスタートした日々を紹介します。

4月からはカフェ独自の運営体制となり、仕入れ価格を考慮しながらのメニュー改定に取り掛かりました。熊谷会員が既存食材を活かしたメニューの考案・試作を重ね完成させたのは、特製のほろ苦チョコクリームとキャラメルソースが絶妙なバランスの『バナナとアイスのグラスデザート』です。また、キャラメルソースを使ったスムージーの新メニュー『キャラメルバナナシェイク』も誕生させました。新メニューに加え、違いのわかる男、立山会員が試飲を重ね、コーヒーも一新させました。



同時進行した店舗イベントでは、4・5・6月と「青空市」を開催しました。八王子アーバンファームさんの産直野菜の販売を行い、ヤーコンやヤングコーンなど、普段見慣れない野菜も含めた値段設定に頭を悩ませました。また、東京在宅マッサージさんのご厚意による無料マッサージでは、平松理事長も日頃の疲れを解消してもらった様です。焼きそば販売や熊谷会員特製のマフィン、ピクルスの販売のほか、品川支部の行政書士磯野喜生氏によるギターの生演奏では、店内に贅沢で優雅なひとときを提供していただきました。

7月のイベントでは、大松理事に絵本の読み聞かせをしていただき、その絵本にちなんだ熊谷会員手作りのおやつを出す「絵本のおはなし&おやつ会」を開催しました。乳児から小学生のお子さん6名が参加し、楽しい時間をすごしました。

子どもからお年寄り、障がいのあるなしに関わらず誰もが利用できる地域に根ざした場所となるカフェを目指し、カフェ経験のない3名が田村副理事長の厳しい指導のもと、日々試行錯誤しながら運営しています。まだ足を運んだ事のない会員の皆さまも是非一度来店され、ゆっくりとカフェの雰囲気を感じていただければと思います。(会員 佐々木加奈子)

ライフサポート東京の活動について

【会員数】(H29.7.31 現在)

正会員 96名 賛助会員 2名 総会員 98名

【受任実績】(H29.7.31 現在)

受任総数271件(うち終了96件)

内訳 成年後見 165件(うち終了66件)
保佐 50件(うち終了10件)
補助 18件(うち終了7件)
任意後見 38件(うち発効1件、終了13件)

【活動報告・予定】

●研修

H29.7.7(金) 更新研修「法人担当者として」
H29.7.21(金) 成年後見実務研究会「生活保護申請について」
H29.7.28(金) 初級業務研修
H29.9.29(金) 成年後見実務研究会「事例検討グループワーク」

●イベント

H29.6.3(土) 初級業務研修説明会
H29.6.3(土) 第13期特定非営利活動法人ライフサポート東京 通常総会

●講師派遣

H29.4.18(火) 株式会社 VSN ビジネスサポート主催「親なき後に備えるための成年後見制度」

H29.5.31(水) しんきん成年後見サポート主催後見人養成講座「家族法、財産法」

H30.2.28(水) 品川区社会福祉協議会主催『ライフプランノート』の活用術

●渉外活動

H29.3.10(金) 杜松在宅支援センター地域ケア会議に参加
H29.6.10(土) 豊四町会ゲーム&バーベキュー大会に参加
H29.7.20(木) 小金井市社会福祉協議会主催専門職後見人連絡会に参加

H29.9.6(水) 独立行政法人福祉医療機構助成事業の評価ヒアリング(ブックカフェ事業)を受ける

平成29年8月31日発行

発行人 平松 太郎

発行所 特定非営利活動法人ライフサポート東京

〒140-0001

東京都品川区北品川2丁目8番3号

TEL 03-3472-8595 FAX 03-6807-2580

URL <http://life-spt.tokyo/>

編集人 ライフサポート東京広報部